

船舶事故調査報告書

平成29年7月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年8月9日 10時30分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖崎川浜東方沖 <small>いなわしろ さっかはま</small> <small>あかさき</small> 赤崎四等三角点から真方位311° 1,930m付近 （概位 北緯37° 27.6′ 東経140° 02.8′）
事故の概要	水上オートバイてんか丸は、発進して東進中、また、水上オートバイ真和丸Ⅲは、浮体をえい航して着棧作業中、てんか丸が、真和丸Ⅲのえい航していた浮体の搭乗者に接触し、浮体の搭乗者4人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ てんか丸、0.1トン 230-53386 栃木、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213kW、平成25年7月 B 水上オートバイ 真和丸Ⅲ、0.1トン 230-52752 東京、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213kW、平成24年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年7月26日 免許証交付日 平成26年7月30日 （平成29年7月26日まで有効） B 操縦者B 男性 31歳 操縦免許 なし 浮体搭乗者A 女性 18歳 浮体搭乗者B 男性 26歳
死傷者等	A なし B 重傷 2人（浮体搭乗者A及び浮体搭乗者B）、軽傷 2人（浮体搭乗者）

損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>水象：湖上 平穏</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、猪苗代湖崎川浜東方沖において、平成28年8月9日10時00分ごろから同僚を1人又は2人ずつ交替で後部座席に乗せ、10分間程度で戻る遊走を行っていた。</p> <p>A船は、4回目の遊走の際、同僚1人を乗せ、崎川浜に設置された長さ約10mの棧橋の北方の浜辺から東方沖に向けて出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方約1mにB船がえい航する浮体（以下「本件浮体」という。）を認め、ハンドルを左へ一杯に切り、アクセルレバーを半握りにして急旋回で避航しようとしたものの、10時30分ごろA船の右舷船尾が約10km/hの速力で本件浮体の右舷側に接触した。</p> <p>船長Aは、振り返ったところ、本件浮体の搭乗者が落水しているのを認め、痛いと言っている声を聞いた。</p> <p>B船は、船長Aの同僚である操縦者Bが1人で乗り、浮体搭乗者A及び浮体搭乗者Bほか同僚6人を乗せた8人乗りの本件浮体を長さ約8mのロープでえい航し、崎川浜東方沖において遊走後、操縦者Bが、浮体搭乗者を降ろそうと西進しながら棧橋の北方側に接近し、スロットルレバーを戻した。</p> <p>操縦者Bは、B船がほぼ停止し、浜辺まで約2、3mとなった際、後方から悲鳴が聞こえたので振り返ったところ、浮体搭乗者全員が落水しているのを認めた。</p> <p>崎川浜にいた同僚は、本事故の発生に気づき、落水した浮体搭乗者を救助したところ、負傷者がいたので119番通報して救急車を要請した。</p> <p>本件浮体の右列に搭乗していた4人は、浮体搭乗者Aが郡山市内の病院に搬送されて腹内出血等と、浮体搭乗者B及び他の浮体搭乗者2人が付近の病院に搬送されて右橈骨骨折及び一時的脳震盪等とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長A、操縦者B、同乗者、浮体搭乗者等は、会社の同僚であり、会社のレクリエーションとして崎川浜に来ていた。</p> <p>本件浮体は、縦2列の各列に4個の座席があり、本事故当時各列に4人が搭乗していた。</p> <p>船長Aは、特殊小型船舶操縦免許を取得して以来、年に約1、2回会社のレクリエーションで水上オートバイを操縦していた。</p> <p>船長Aは、B船が棧橋に戻った後に沖に向かってまっすぐに出ようと出発したが、左舷方で遊んでいた子供たちの方を見ながら同乗者と話をしていたので、A船が本件浮体に向かって接近していることに気</p>

	<p>付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>浮体搭乗者A、浮体搭乗者B及び右列の他の浮体搭乗者2人は、本事故時、A船の船体が各人の右腕、右足等に接触したと思った。</p> <p>船長Aは、本事故時、A船の船体が浮体搭乗者に接触したかどうかは分からなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時飲酒をしていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、崎川浜を発進して東進中、船長Aが、左舷方で遊んでいる子供たちの方を見ながら同乗者と話をし、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が本件浮体に向かって接近していることに気付くのが遅れ、約1m手前でハンドルを左に切り、アクセルレバーを半握りにして急旋回で避航しようとしたものの、右舷船尾が本件浮体の右舷側及び浮体搭乗者に接触し、浮体搭乗者が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、崎川浜を発進して東進中、船長Aが、左舷方で遊んでいる子供たちの方を見ながら同乗者と話をし、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件浮体に向かって接近していることに気付くのが遅れ、急旋回で避航しようとしたものの、右舷船尾が本件浮体の右舷側及び浮体搭乗者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院ウェブサイト地理院地図使用